

## ＜四国朝鮮学校の子どもたちの教育への権利実現・市民基金＞規約

### 〔趣旨〕

日本政府は、四国朝鮮学校に通う子どもたちに、日本の学校に通う子どもたちと同様に、無償による教育を保障する法的・道義的責務を負っています。それは、日本国憲法および子どもの人権条約等の国際人権諸条約が義務づけているものであり、かつ、朝鮮語を奪った日本の植民地支配からの＜被害回復義務＞を日本政府が負っているからであります。

しかるに、日本政府は、日本の私立学校には施行する教育助成金等の「教育保障費」支給を、朝鮮学校に対しては一切行っていないため、朝鮮学校の運営は常に困難を極め、老朽した校舎の改修はもちろん、教材の購入もままならない状況にあります。

四国朝鮮学校は、1945年11月に開設された「朝鮮語講習所」から始まり、1964年には松山市内に新校舎が建設され現在に至ります。この間、700人を超える卒業生たちは、ここ松山市はもちろん、日本各地で、経済や文化などあらゆる分野で活躍し、日本の社会に貢献してきました。

日本学校との交流も盛んに行われ、地域の国際理解教育の一役も担っています。

このような公共性を鑑みても、朝鮮学校の子供たちの教育に対する保障義務を、政府は直ちに果たすべきですが、それを待つ猶予のない状況の中、私たち市民は、相互に支援・連帯し合う市民としての立場から、以下のことを行います。

私たち市民は、＜四国朝鮮学校の子どもたちの教育への権利実現・市民基金＞を発足させ、その「基金」によって、さまざまな形・方法で、四国朝鮮学校を支援し、サポートしていきます。

### 第1条(名称)

本会の名称を、＜四国朝鮮学校の子どもたちの教育への権利実現・市民基金＞(略称「四国朝鮮学校市民基金」)とする。

### 第2条(目的)

1. 本会は、上記の趣旨に基づき愛媛県松山市にある四国朝鮮初中級学校の学校運営を支援していく。
2. 上記の目的を達成するために、愛媛県民並びに全国及び世界各地の市民による賛助金と寄付金によって、「四国朝鮮学校市民基金」を設ける。
3. 「四国朝鮮学校市民基金」への理解者・賛助者を広げていくために、講演会等の広報活動を行う。

### 第3条(賛助会員と賛助会費)

第2条の目的に賛同する個人または団体を「賛助会員」とする。

賛助会費は、個人：一口2,000円(半年間)、団体：一口3,000円(半年間)とする。(いずれも一口以上可)

### 第4条(基金の使途)

1. 「四国朝鮮学校市民基金」の収入は、「基金」を呼びかけるチラシ・通信などに要する印刷費・郵送費及び第2条3項の広報費を除く全額を、第2条1項に充てる。
2. 広報費は収入の1割を限度とする。

### 第5条(事務局)

1. 「四国朝鮮学校市民基金」に事務局を置く。
2. 事務局には、代表世話人若干名、会計・名簿管理責任者2名、事務局長1名、事務局員若干名を互選し、置く。
3. 事務局の構成は、下記第6項の「合同相談会」にて協議し決定する。(ただし、初年度は基金発足のための「呼びかけ人会議」で協議し決定する。)
4. 事務局は、「四国朝鮮学校市民基金」の運営及び必要な活動を行う。
5. 「四国朝鮮学校市民基金」には、会計監査員2名を置く。監査員は、年に一回、会計監査報告書を作成し、報告する。
6. 「四国朝鮮学校市民基金」の年度を4月から翌年3月末までとする。事務局は、呼びかけ人・賛助会員などと「合同相談会」を年一回以上開催し、その「相談会」で、学校備品の購入など、基金の有効な運用について協議し、決定する。
7. 事務局は毎年、活動報告と会計報告をまとめた「年間活動報告書および会計報告書」を賛助会員および呼びかけ人に報告する。

(附則)この規約は、2012年9月1日より効力を発する。